

「ＩＣカード乗車券取扱規則」 新旧対照表

現 行	改 定 後
「ＩＣカード乗車券取扱規則」	「ＩＣカード乗車券取扱規則」
第１章 総則 第１条～第１５条 (省 略) (身体障害者割引および知的障害者割引) 第１６条 当社が別に定める身体障害者旅客運賃割引規程および知的障害者旅客運賃割引規程により、割引を受けようとする旅客がＩＣカード乗車券による乗車意思表示したときは、当社線内を利用する場合に限り、ＩＣＳＦ乗車券による乗車では当該区間の片道普通旅客運賃、ＩＣ定期乗車券またはＩＣ企画乗車券による乗車では第１４条の２の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または片道普通旅客運賃からそれぞれ５割引した額を減額する。 ２ 第１種身体障害者および第１種知的障害者が介護者とともに乗車する場合、ならびに第２種身体障害者および第２種知的障害者が単独で乗車する場合、東京都発行の療育手帳（愛の手帳）を所持する知的障害者が単独または介護者とともに乗車するときは、前項による割引の取扱いを行う。 ３ 前各項にかかわらず、各ＩＣ鉄道事業者相互間を乗車した場合は、次の各号に定めるとおりとする。 (１) 実際に乗車した経路に基づき、各ＩＣ鉄道事業者で定めるＩＣカード乗車券取扱規則により運賃を減額する。 (２) ２以上の旅客運賃が適用される場合であっても、旅客運賃の割引を重複して請求することができない。 ４ 前各項の取扱いは、第５条第１項の規定にかかわらず、改札機等による改札を受けて入場し、出場時に係員に身体障害者手帳または知的障害者手帳を呈示するものとする。 第１６条の２～第２５条 (省 略) (払いもどし) 第２６条 旅客が、ＰＡＳＭＯが不要となり、ＰＡＳＭＯ 再発行・払いもどし・定期券消去申請書を提出したときは、ＰＡＳＭＯ取扱規則の定めにより払いもどしを行う。 ２ 旅客が、ＩＣ定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となり、ＰＡＳＭＯ 再発行・払いもどし・定期券消去申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該ＩＣ定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、定期乗車券の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客営業規則に定める払いもどしを行い、ＩＣ定期乗車券から定期乗車券の機能のみ消去して返却する。 ３ 旅客が、ＩＣ企画乗車券に付加された企画乗車券の機能が不要となった場合は以下のとおり取り扱う。 (１) 当該ＩＣ企画乗車券が記名ＰＡＳＭＯであった場合、ＰＡＳＭＯ 再発行・払いもどし・定期券消去申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により記名ＰＡＳＭＯの記名人本人であることを証明した場合は、企画乗車券の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客営業規則に定める払いもどしを行い、企画乗車券の機能のみ消去して返却する。 (２) 当該ＩＣ企画乗車券が無記名ＰＡＳＭＯであった場合、旅客の申告により旅客営業規則に定める払いもどしを行い、企画乗車券の機能のみ消去して返却する。 ４ 旅客が、ＩＣ定期乗車券またはＩＣ企画乗車券が不要となり、ＰＡＳＭＯ 再発行・払いもどし・定期券消去申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該ＩＣ定期乗車券、またはＩＣ企画乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、旅客営業規則に定める定期乗車券、または企画乗車券の払いもどしおよびＰＡＳＭＯ取扱規則の定めによる記名ＰＡＳＭＯの払いもどしを行う。この場合の払いもどし額は、定期乗車券、または企画乗車券の払いもどし額とＳＦ残額の合算額とする。 ５ 前項の払いもどしを行う場合の手数料において、定期乗車券または企画乗車券の払いもどし額が旅客営業規則等に定める手数料額未満のときは、その満たない額をＳＦ残額から充当する。なお、定期乗車券または企画乗車券の払いもどし額とＳＦ残額の合算額が手数料額未満のときは、その合算額の同額を	第１章 総則 第１条～第１５条 (省 略) (身体障害者割引および知的障害者割引) 第１６条 当社が別に定める身体障害者旅客運賃割引規程および知的障害者旅客運賃割引規程により、割引を受けようとする旅客がＩＣカード乗車券による乗車意思表示したときは、当社線内を利用する場合に限り、ＩＣＳＦ乗車券による乗車では当該区間の片道普通旅客運賃、ＩＣ定期乗車券またはＩＣ企画乗車券による乗車では第１４条の２の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または片道普通旅客運賃からそれぞれ５割引した額を減額する。 ２ 第１種身体障害者および第１種知的障害者が単独又は介護者とともに乗車する場合、ならびに第２種身体障害者および第２種知的障害者が単独で乗車する場合、東京都発行の療育手帳（愛の手帳）を所持する知的障害者が単独または介護者とともに乗車するときは、前項による割引の取扱いを行う。 ３ 前各項にかかわらず、各ＩＣ鉄道事業者相互間を乗車した場合は、次の各号に定めるとおりとする。 (１) 実際に乗車した経路に基づき、各ＩＣ鉄道事業者で定めるＩＣカード乗車券取扱規則により運賃を減額する。 (２) ２以上の旅客運賃が適用される場合であっても、旅客運賃の割引を重複して請求することができない。 ４ 前各項の取扱いは、第５条第１項の規定にかかわらず、改札機等による改札を受けて入場し、出場時に係員に身体障害者手帳または知的障害者手帳を呈示するものとする。 第１６条の２～第２５条 (省 略) (払いもどし) 第２６条 旅客が、ＰＡＳＭＯが不要となり、ＰＡＳＭＯ 再発行・払いもどし・定期券消去申請書を提出したときは、ＰＡＳＭＯ取扱規則の定めにより払いもどしを行う。 ２ 旅客が、ＩＣ定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となり、ＰＡＳＭＯ 再発行・払いもどし・定期券消去申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該ＩＣ定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、定期乗車券の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客営業規則に定める払いもどしを行い、ＩＣ定期乗車券から定期乗車券の機能のみ消去して返却する。 <u>３ 旅客が、ＩＣ定期乗車券が不要となり、ＰＡＳＭＯ 再発行・払いもどし・定期券消去申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該ＩＣ定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、旅客営業規則に定める払いもどしおよびＰＡＳＭＯ取扱規則に定める記名ＰＡＳＭＯの払いもどしを行う。この場合の払いもどし額は、定期乗車券の払いもどし額とＳＦ残額の合算額とする。</u> <u>４ 前項の払いもどしを行う場合の手数料は、ＩＣ定期乗車券１枚につき２２０円とする。ただし、定期乗車券の払いもどし額が手数料額未満のときは、その満たない額をＳＦ残額から充当する。なお、定期乗車券の払いもどし額とＳＦ残額の合算額が手数料額未満のときは、その合算額の同額を手数料とする。</u> <u>５ 旅客が、ＩＣ企画乗車券に付加された企画乗車券の機能が不要となった場合は以下のとおり取り扱う。</u> (１) <u>当該ＩＣ企画乗車券が記名ＰＡＳＭＯであった場合、ＰＡＳＭＯ 再発行・払いもどし・定期券消去申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により記名ＰＡＳＭＯの記名人本人であることを証明した場合は、企画乗車券の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客営業規則に定める払いもどしを行い、企画乗車券の機能のみ消去して返却する。</u> (２) <u>当該ＩＣ企画乗車券が無記名ＰＡＳＭＯであった場合、旅客の申告により旅客営業規則に定める払いもどしを行い、企画乗車券の機能のみ消去して返却する。</u> <u>６ 旅客が、ＩＣ企画乗車券が不要となった場合は以下のとおり取り扱う。</u>

手数料とする。 第 2 7 条～第 3 2 条 （省 略） 附 則 この規則は、令和 2 年 8 月 2 8 日から施行する。	<u>（ 1 ）当該 I C 企画乗車券が記名 P A S M O であった場合、P A S M O 再発行・払いもどし・定期券消去申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により記名 P A S M O の記名人本人であることを証明した場合は、旅客営業規則に定める払いもどしおよび P A S M O 取扱規則に定める記名 P A S M O の払いもどしを行う。この場合の払いもどし額は、企画乗車券の払いもどし額と S F 残額の合算額とする。</u> <u>（ 2 ）当該 I C 企画乗車券が無記名 P A S M O であった場合、旅客の申告により旅客営業規則に定める払いもどしおよび P A S M O 取扱規則に定める無記名 P A S M O の払いもどしを行う。この場合の払いもどし額は、企画乗車券の払いもどし額と S F 残額の合算額とする。</u> <u>7 前項の払いもどしを行う場合の手数料は、I C 企画乗車券 1 枚につき 220 円とする。ただし、企画乗車券の払いもどし額が手数料額未満のときは、その満たない額を S F 残額から充当する。なお、企画乗車券の払いもどし額と S F 残額の合算額が手数料額未満のときは、その合算額の同額を手数料とする。</u> <u>8 第 1 項にかかわらず、第 2 4 条第 3 項に定める移し替えにより一体型 P A S M O を払いもどす場合は、P A S M O 取扱規則の定めによる手数料は収受しない。</u> 第 2 7 条～第 3 2 条 （省 略） 附 則 この規則は、令和 2 年 8 月 2 8 日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この規則は、令和 4 年 3 月 1 2 日から施行する。</u>
--	---